

●香川県告示第362号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めたので、同条第5項により公示する。

平成22年9月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区

計画番号区第1号（ぶり類、まだい、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町城鼻地先

イ 点の位置

基点A ハジキ鼻

” B 相引川尻中央点（牟礼町旧久通塩田北西端から真西へ引いた線の中央点）

” C 高松市屋島台頂北端（北嶺北端）

” D 高松市屋島長崎鼻北端

” E 高松市女木島北端

” F 大島アバギの鼻西端

” G 大島東端

” H 御殿山根太鼻

” I 御殿山高頂（88メートル）南側の小高

” J 江ノ浦埋立地西側護岸北角

” K 庵治漁港沖防波堤突端

” L 庵治漁港一文字防波堤北灯台

点 イ AからJ見通し線とEからL見通し線との交差点

” ロ AからJ見通し線上Aから400メートルのところ

” ハ BからF見通し線とCからI見通し線との交差点

” ニ BからF見通し線とDからK見通し線との交差点

” ホ CからI見通し線とDからK見通し線との交差点

” ヘ DからK見通し線上ニからKへ70メートルのところ

” ト CからI見通し線上ハからIへ70メートルのところ

” チ ロからト見通し線上ロからトへ100メートルのところ

” リ EからL見通し線上イからEへ100メートルのところ

” ヌ AからG見通し線とCからI見通し線との交差点

” ル Hからヌ見通し線とEからL見通し線との交差点

” ヲ EからL見通し線上ルから110メートルのところ

ウ 漁場の区域 ホへ、へト、トチ、チリ、リヲ、ヲホの6直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業	3月20日から翌年2月10日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

2 免許予定日 平成22年11月1日

3 免許の存続期間 平成22年11月1日から平成25年12月31日まで

4 免許申請期間 平成22年9月27日から同月28日17時まで